

第510回 茨城海区漁業調整委員会議事録

日 時	令和4年6月21日(火) 午後3時
場 所	水戸市三の丸1-1-33 すいさん会館 5階 大会議室
議 題	第1号議案 なまこ漁業許可の有効期間の短縮について(諮問) 第2号議案 まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問) 第3号議案 今年度のかじき釣り(トローリング)大会実施計画について
報告事項	(1) いせえびの漁獲動向について
出席委員	1番 高濱 芳明 2番 飛田 正美 3番 磯前 昌宏 5番 鈴木 稔 6番 根本 経子 7番 木村 勲 8番 村中 均 11番 青木 憲明 12番 長岡 浩二 13番 日向野 純也 15番 宇佐美 正義 16番 湯淺 一夫 17番 関根 孝明 19番 吉田 彰宏
欠席委員	10番 岡田 英男 14番 鈴木 正特 18番 根本 正明
県側出席者	農林水産部 次長兼漁政課長 青木 雅志 " 漁政課課長補佐 鴨下 真吾 " " 主 査 谷村 明俊 " " 主 任 松井 俊幸 水産試験場 場 長 富永 敦 " 技 師 滑川 結香 政策企画部 地域振興課ひたちなか整備室 室 長 安藤 伸之 " " " 課長補佐 益子 学 " " " 主 事 山田 彬央
事務局	事務局長 根本 孝 副主査 細金 正勇 主 任 小沼 智恵美
議事録署名人	11番 青木 憲明 12番 長岡 浩二
議長	1番 高濱 芳明
会議内容	開会 午後3時
根本事務局長	〔開会宣言〕 〔資料確認、高濱会長に挨拶を依頼〕

高濱会長

こんにちは。委員各位におかれましては、総会などいろいろな行事が重なる時期ではございますが、お忙しいところお集まり頂きまして、誠にありがとうございます。

過日、東京へ出向きましたところ、人々の動き、行動パターンについて、見た目ではございますが、コロナ前と同じレベルに近付いてきたような感じがありました。ただし、何が違うかというところの方が内外に限らず、依然としてマスクをしているということでございます。東京の混雑具合を目にいたしますと、再拡大を心配したところではあります。裏を返せばこのような状況であっても感染者数が減ってきていると、まだまだ油断は禁物ではございますが、ついに先が見えてきたかなと思った次第でもございます。

一方、6月6日、大分前になりますけれど、関東も梅雨入りしたとの発表がございました。不快指数の高くなる季節となりますが、近年では気候変動、異常気象の関係で、梅雨に大雨、豪雨がもたらされ、災害に十分注意、警戒しなくてはならない、そんな時期になったなと思っているところでございます。

漁模様でございますけれど、少々気がかりな状況でございましたシラス漁でございますが、6月17日、金曜日から漁がまとまりだして、水産試験場の速報でございますが17日には10トン、18日には16トン、昨日は30トンと獲れ出してきてまして、まだまだ通常レベルには及びませんが良い方向の兆しが見えてきたようでございます。これまでの不振を払拭するような漁模様へと望むところでございますが、単価も400円から千円と悪くなく、このまましばらくの間続くことを期待しております。

さて本日の議題でございますけれど、なまこ漁業許可関係とまさば、ごまさばの知事管理漁獲可能量の二つの諮問、そしてカジキ釣りトロリング大会の実施計画の計3議案と、報告事項といたしましては、前回の委員会で吉田委員から御質問がございましたいせえびの件についてでございます。それと先ほどちょっと水産試験場長さんとお話ししたところ、しらすの話も若干入れてくれるようなお話もありましたので、そちらも聞ければと思います。

よろしく御審議の程、お願いいたします。

根本事務局長

ありがとうございました。

続いて議事の進行でございますけれど、茨城海区漁業調整委員会会議規程第2条第2項の規定によりまして、会長が議長となることになっておりますので、高濱会長に議長をお願いいたします。

議長

はい、わかりました。それでは、事務局から出席委員の報告をお願いいたします。

根本事務局長

はい。現委員17名のうち、出席委員14名、欠席委員3名でございます。欠席委員は10番の岡田委員、14番の鈴木正特委員、18番の根本正明委員でございます。本日過半数の委員の御出席を頂いておりますので、漁業法第145条の規定により、本日の委員会が成立していることを御報告いたします。

議長

はい、ただいま報告のとおり、本日の委員会は成立してございます。次、次第4でございます。議事録署名人の選出でございますが、会議規程第

8条第2項の規定に基づき、私のほうから指名いたします。11番の青木委員、12番の長岡委員にお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

議長 それでは、議題に入ります。はじめに、第1号議案「なまこ漁業許可の有効期間の短縮について」の諮問でございます。事務局、および漁政課から説明願います。

細金副主査 (資料1-1 答申文朗読)

鴨下補佐 (資料1-1から1-3により説明)

議長 はい、ありがとうございました。なまこ漁業許可について、説明にもありましたとおり、まだ種々検証する必要があるということから、本来5年と定められている漁業許可の有効期間を、1年に短縮しようとするものでございます。ただ今の説明に関しまして、御意見・御質問等ありましたらお願いいたします。

19番 吉田委員 (挙手)

議長 はい、吉田委員。

19番 吉田委員 参考までに、1-3の資料で言うマナマコとオキナマコですね、価格的にはどれくらいの差がありますか。

富永場長 (挙手)

議長 はい、水産試験場でお願いします。

富永場長 水産試験場のほうで、今日、担当から聞いてきたところなんですが、マナマコのほうは先ほど漁政課から説明があった値段なんですけども、オキナマコのほうは銚子のほうに底びき網漁業者が水揚げしておりまして、かなり値段の幅が広くて、1キログラムあたり1,000円から高いほうで2,700円くらいと伺ってございます。ここ5年平均ですと、属人の県の漁業者が底びきで漁獲した量というのは、平均で33トンほどの漁獲を揚げているという話を聞いてございます。

議長 よろしいですか。

19番 吉田委員 はい。

議長 ほかに御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

(委員) (特になし)

議長 よろしいですか。ほかになければ、諮問の内容のとおりで異議ない旨答申することに、御異議ございませんでしょうか。

(委員) (「異議なし」の声)

議長 異議なしとのことでございますので、「原案のとおりで差し支えありません」と県に答申することに決定いたします。ありがとうございます。

議長 続きまして第2号議案、「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について」の諮問でございます。事務局・漁政課から説明願います。

細金副主査 (資料2 - 1 諮問文を朗読)

谷村主査 (資料2 - 1から2 - 3 により説明)

議長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

19番 吉田委員 (挙手)

議長 はい、吉田委員。

19番 吉田委員 これは、定置と底びきということでよろしいですか。

議長 回答をお願いします。

谷村主査 そうです。主に獲られるのは底びきであったり、一番量が占めると予想されるのは定置網です。

19番 吉田委員 その中で、平成30年の465トンから減っている様に見えるんですけど、資源動向というのはこういうなん状況ですか、全体的な兆候として。

谷村主査 はい(挙手)。

議長 はい、お願いします。

谷村主査 そうです。30年はたまたまといいますか多く獲れましたけど、それ以降200トン強、令和3管理年度につきましてはおそらく100トン前後という数字で推移しています。ただ、漁場形成によって定置網に入るような状況がもし起これば、比較的數字が上がってくるということも想定されます。

議長 よろしいですか。

19番 吉田委員 はい。

議長	ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。
(委員)	(特になし)
議長	よろしいですか。ほかになければ、第2号議案の諮問の内容のとおりで異議ない旨答申することに、御異議ございませんでしょうか。
(委員)	(「異議なし」の声)
議長	異議なしとのことでございますので、「原案のとおりで差し支えありません」と県に答申することに決定いたします。
議長	続きまして、第3号議案「今年度のかじき釣り(トローリング)大会実施計画について」でございます。地域振興課及び事務局から説明をお願いいたします。
地域振興課益子補佐	(資料3-1, 3-2により説明)
議長	ありがとうございます。ここで恐縮ですが、一旦説明を切りたいと存じます。 これは、前回の委員会におきまして、主催者側が整備するとしていた大会内規について、今回、この場で説明を求めるとしてたものでございました。 これは、大会の制度体系の三角形の図がございましたが、一番上は国の法律、省令、中ほどが県の漁業調整規則と委員会指示、そして三角形の図の一番下にあるのが大会内規についてというものでございました。 先ほどの説明については、大会実行委員会の方で、各漁協に対し説明を行い、同意を得ているとのことでございますが、委員の皆様におきましては、ただ今の説明に対し御意見、御質問があればお願いしたいと存じます。 それでは、何でも結構でございます、御意見、御質問有ればお願いします。
(委員)	(特になし)
議長	よろしいですか、どうでしょうか。
19番 吉田委員	良いですか。
議長	はい、吉田委員。
19番 吉田委員	3-2の資料の最初のところ、「A I Sの設置義務化・ペナルティ厳格化」とありますけど、これは対象って個人ですね、個人に対するものということですね。大会に対するものなんですか。
議長	地域振興課でお願いします。

地域振興課益子補佐	A I Sにつきましては、県のほうで（参加）船が大会のエリアを逸脱していないかとか、そういったところを監視しますので、その中でこの船が大会海域から逸脱をしているというような状況があれば、それは大会のルールの違反になりますので、そういったところについて無線なりで、例えばはみ出してますというところを注意喚起した上で、それに従わない状況があればペナルティを科していくということになりますので、そういう意味では船に対してペナルティを科していくということでお考え頂ければと思います。
議長	よろしいですか。
19番 吉田委員	ということは、このペナルティを受けるのは大会ではなく、個人ということですか。個人に対するペナルティですか。
地域振興課益子補佐	個人です。
19番 吉田委員	違反があった場合には、その個人は次回以降は参加できませんよということですか。
地域振興課益子補佐	はい、そのとおりでございます。
19番 吉田委員	大会そのものに対しては、そのままということですか。
議長	どうぞ。
地域振興課益子補佐	ええと、こちらの大会の船に対するルール、大会参加者に対するルールでございますので、大会そのものに対してペナルティを科すというものではないということになっております。
2番 飛田会長代理	はい、良いですか。
議長	はい、どうぞ。
2番 飛田会長代理	出入港だけ気をつけてもらえれば、あとはほかの船舶、A I Sをつけているんだから、やっても良いかなとは思っているんですけど。
議長	よろしいですか。
19番 吉田委員	<p>前回の説明で、個人なのか大会なのかという話が若干あった記憶があったものですから、その辺のところを確認したくて。この資料を見ますと、あくまで個人のものだと、いろんな申請も全て個人がいろいろ行うということなんですね、これは。</p> <p>前回の説明では、大会そのものがそういったことが有った場合には、大会として（責任を）問われるよというような、一部説明も聞いていたものですから、その辺のところは今回の説明で変わってきたのか、以前のまなのか、その辺のところの確認です。</p>

議長

お願いします。

鴨下補佐

前回の説明は私のほうでしたと思いますので、お答えいたします。資料3-2のペナルティにつきましては、個別の参加艇についてペナルティを与えるか与えないかというルールを、今回大会内規のほうで定めたということでございます。吉田委員の御質問としましては、大会自体をどう判断するのかということでございますが、詳しい内規等はまだ定めてはございませんけれども、違反隻数が多いですとか、なかなか今のルールでは縛りきれないというところがございますならば、もちろんその大会の内規なり、委員会指示の内容を変えることもございますけれども、それでも漁業者の皆さんから納得いただけないような運営になってしまうのであれば、その大会自体ができなくなる可能性もあるものだというように承知しております。

その辺ははっきりとまだ決まっていないところもありますが、大会自体も、もしかするとできないかもしれないということはあると考えています。

議長

どうでしょう。

19番 吉田委員

私は別に反対しているわけではなくて、前回の説明の時はそういう条件だと、今度の話はあくまで個人ですよということになると、前回とちょっと違うのかなということでその確認をしたかったということで、先ほど飛田会長代理が言われるように、いろいろ安全に気をつけてやって頂けるということで行われるのであれば、それに対して大会そのものを否定するものではありませんけれども、説明としてちょっと前回と違っている感がしましたので、やはり安全とかそれに関わるものなので確認をさせて頂いたという趣旨ですので、そういう意味で行われるということで、回答ということによろしいわけですね。

地域振興課益子補佐

はい。

議長

いずれにしても、しっかりやって頂きたいということになるかと思えます。

ほかにございますか。

(委員)

(特になし)

議長

では、私のほうから一点、今のことに関係しますけど、言葉尻を捉えるような形で誠に恐縮なんですけれど、正確性を期したいためあえて聞かせて頂きます。このペナルティの厳格化の三つ目のところで、「ルールに従わない船は失格」、船が失格はわかりました。そうすると、例えばその船に乗っていた者が、Aという船が失格だと、Bという船はオツケーだからAという船に乗っていたCさんがBという船に乗る、そうすると、ルール違反した人がそのまま続けられるようなルールにも読めるんですが、それについてはどのように考えるのでしょうか。

益子補佐

(挙手)

議長	はい。
地域振興課益子補佐	例えばAの船が違反をしました、そのAの船に何人が乗っていました、その方がBの船に乗ってしまったらまた大会に参加できるんですかということだと思んですが、それでは全然意味がなくなりますのでそうはならないように、Aの船が違反したのであれば、Aの船に乗っていた方は失格扱いという形で対応したいと思います。
議長	はい、ありがとうございます。 皆様方、いかがでしょうか。
(委員)	(特になし)
議長	よろしいですかね。 それでは、お諮りします。今年度行われます、かじき釣り(トーリング)大会実施計画につきましては、この運営内容で了承するという事でよろしいでしょうか。
(委員)	(異議なし)
議長	異議なしとのことでございますので、今年度の大洗インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会により行われますかじき釣り(トローリング)大会については、原案のとおり行うことを承認します。 では、続いて資料3-3以降の説明をお願いします。
細金副主査	(資料3-3, 3-4により説明)
議長	ただ今、事務局のほうから承認の事務的な手続きに関して、資料3-3、3-4について説明がございました。これについて御意見・御質問等あればお願いします。
(委員)	(特になし)
議長	よろしいですかね。事務的な手続きということで、面倒くさいような話で申し訳なかったんですけど。 それでは、お諮りします。大洗インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会からの今回の申請については、承認することとしてよろしいでしょうか。
(委員)	(「異議なし」の声)
議長	ありがとうございました。それでは承認といたします。
根本事務局長	(挙手)会長。

議長 はい。事務局長、どうぞ。

根本事務局長 ただいまの議案、慎重なご審議、御承認ありがとうございました。
今回、初めての委員会指示の承認ということでございましたので、この資料3 - 4のような申請事務に関する内容につきましても、お諮りさせていただきました。次回の委員会におきましては、こうした承認申請の取り扱い、事務取扱につきましても、いわゆる内規と呼ばれるものをお諮りさせていただきたいと思っておりますので、次回よろしくご審議のほどお願いいたします。
以上です。

議長 今回のこのような細かい事務的なことは、本来ここで皆様方にお諮りすることではないのですが、実際やり方が決まっていないということと、今回の場合は慎重を期すということから、次回内規として定めて皆様にお示しする、そういう理解でよろしいでしょうか。

根本事務局長 はい。

議長 はい、わかりました。ありがとうございます。次回、事務局、よろしくお願い申し上げます。

議長 それでは、報告事項の方に移ります。次に次第第6の報告事項になります。
(1)「いせえびの漁獲動向について」、水産試験場のほうからお願いいたします。

滑川技師 (資料4により報告：プロジェクター使用)

議長 はい、どうもありがとうございました。いせえびのことについて、資源状況から広く流通のことまで述べていただきました。ご苦労様でした、ありがとうございます。
ただいまの報告に関しまして、御意見・御質問等ありましたらお願いいたします。

13番 日向野委員 はい。

議長 どうぞ。

13番 日向野委員 大変興味深いお話頂きまして、ありがとうございました。
おそらく海水温上昇と黒潮の流路、変動によって移送されてくるフィロゾーマとか、プエルルス幼生が増えてきているというのが第一に考えられるのかなという気がするんですけど、もう一つの視点として全国的に磯焼けが進行していて、千葉県の内房のほうもほとんど磯焼け状態になっているというふう聞いております。そういった中で、藻場との関係というか海藻群落の状況との関係みたいなもの、いせえびが、プエルルスが定着するときに藻にいったん付いてということがいわれていますよね、そういった観点で何か知見とか有ったら教えて頂ければと思います。

滑川技師 申し訳ございません。私のほうはその視点を、今、全く知見を持ち合わせておりませんで、これから調べていきたいと思っておりますけれども、磯焼け、ウニが最近減っているという状況もありまして、いろいろ磯の状況が変わっているということは現状として把握していますので、これまでの知見も含めて勉強していきたいと思っております。御意見ありがとうございます。

13番 日向野委員 もう一つよろしいですかね。
ほかの、全国の主要な漁獲がなされている県と比べて、茨城県は岩礁域が少ないところだと思うんですけど、こういった場所に着底しているのか着生、定着しているのでしょうか。例えば鹿島港とか大きな港湾があって、その岸壁とかには海藻がたくさん付いていると思うんですけど、そういったところがかなり大きな生息地になっているということが考えられるのでしょうか。

滑川技師 漁獲が増えてから意識して、浜回りの時にこういったところに網を仕掛けたらよく獲れるんですかと言うことをヒアリングさせて頂いているところなんですけれども、それぞれの地区で、浅場で獲れる地区ですとか、あとは最近沖でも獲れるよと言う地区がありまして、磯と磯の間のいせえびの通り道みたいなところが多分あるんだと思うんですけども、そういったところで最近やはり漁獲が増えてきている状況で、試験場としてもあまり調査とかそういった知見がない状況でございますので、皆さんのお話を聞かせて頂きながら、こういった視点が考えられるのかというのを考えていく必要があるかなと思っています。

13番 日向野委員 ありがとうございます。

議長 ほかにございますか。

5番 鈴木稔委員 はい。

議長 はい、どうぞ。

5番 鈴木稔委員 今のいせえびの件ですが、本当の堅い岩礁、それと丘になるような岩礁のこととか、あとは磯根が海面に出ているとこの海藻が結構付いているところとか、だいたいが刺し網ですので網との交換、だいたい2回くらい操業やるともう網が使えない程度の堅い様な、本当のぎざぎざのところにいつもいましたね。それと、だいたいが同じようなところにいるんです。だから、そこを獲っちゃうと、また新しいところを探すとまた大変みたいです。ですからある程度日にちをおいてまたやるとか、大津の場合には結構今隻数がいますので、だーっと2ヶ月もやっちゃうとだいたい9月になるともうほとんど獲れなくなっちゃう。それと、だんだん小さくなっちゃうんですね。そうすると単価も下がるし、それで、獲らなくなるというパターンで今まではやってきました。かなり堅い磯のところです。穴が結構開いてて、そこに大分いる。

議長 ほかにありますか。

19番 吉田委員 いいですか。

議長 はい、どうぞ。

19番 吉田委員 漁獲としてはどうなんですか。傾向としては北がだんだん獲れてきているという中で、三重とかそちらの方が減って北が増えているとか、そんな傾向があるんですか。こちらはただ単に増えているという印象が強いんですけど。

滑川技師 減っている地域としては、九州のほうで漁獲が減っているという状況になっておりまして、逆に東北、関東の北のほうで獲れているというのが大きな傾向であるといわれています。

19番 吉田委員 それは、やっぱりいせえびなんですね、全部。

滑川技師 そうですね、着底をする場所がずれているのか、その辺は海流の、黒潮の流路の影響なのかというのはわからないんですけど。

議長 ほかによろしいですか。

6番 根本経子委員 はい。

議長 はい、どうぞ。

6番 根本経子委員 他県には漁期があって、産卵の時期とかは休んでるということが書いてありますが、茨城県はどうなっているんですか。

滑川技師 茨城県の漁業のルールとしては、先ほど申し上げたとおり主要な漁法になっている固定式刺し網については、（甲種、乙種の）両方の漁法を合わせると漁期にあたっていないのが10月と11月のみということで、それ以外の時期は周年漁獲が可能、あとは潜りの時期はもちろん潜って獲れますし、というような状況になっております。更に漁業権行使規則を見ますと、いせえびは漁業権魚種になっておりますけれども、潜っても獲れますよということになっておりまして、そもそも本県は元々いせえびがあまり獲れる地域ではなかったもので、いせえびを主眼においた漁業のルールになっていないというのが現状かと思えます。

6番 根本経子委員 それでは、これからその辺も考えていくと。

滑川技師 そうですね。あまり踏み込んだ話をするとあれなんですけど、漁政課のほうでもこれから販売を強化していきたい、いせえびはいい食材なので高く売れるようにと考えていく中で、少なくとも全国的にそういう漁期を設定している県がほとんどですので、その部分を考えないまま販売をしていくというのは、少し難しいかなというふうに考えているところではございます。

6番 根本経子委員 長く獲れるといいですね。

滑川技師

そうですね。

資源保護の話が出たので一つお伺いしたいんですけど、抱卵している個体、今日、鹿島で建網の水揚げ見てきたんですけど、もう既に外子、赤い外子が付いている（いせ）えびがたくさん揚がっていたんですけど、抱卵個体がたくさん獲れるような場所とか、この時期にたくさん獲れるとか、最近よく獲れるようになったとか、そういった話があれば伺えたらと思うんですけどいかがでしょうか。

12番 長岡委員

今は少なくなっちゃってる。

滑川技師

抱卵個体は減っていると。

12番 長岡委員

まるっきり少ないよ。

滑川技師

多かったのはいつ頃ですか。

12番 長岡委員

もう20年も、25年も前は捨てるほど獲れたけど。それで茨城も、これ今見たけど漁獲が少ないのは当たり前だから。これでも漁獲はあるほうだから。期間が固定式刺し網なのを千葉県ルールでやれば全然違うから。漁政課のほうで11月12月はサケの問題とかいろいろあるけど、昔の水温ならサケは関係あるだろうけど、今の水温でサケの問題なんか気にすることはない、本当にそれは。だから、期間を少し延ばしてやるとかすれば、いくらでも。茨城も今年、黒潮の関係で、いせえびだって昨日あたりは結構揚がっている。だから、隻数が出れば千葉県あたりと変わりなく獲れちゃいますよ。それで刺し網で獲らなくなるから。いせえび獲るのって、千葉県は刺し網じゃないから。いせえび網を使っている、網を傷めないやつで。それでやればいくらでも獲れる。結構なトン数、キロ数は2,3日やったけど揚がったみたいだね。そういう水温になってきたんです。だから9月いっぱいまでの刺し網の漁期を少し伸ばしてやれば、ずっと9月からの、9月の値段はとんでもない値段が出るから、1週間2週間やればどこも漁獲高も上がりますよ、いせえびは。

滑川技師

ありがとうございます。

議長

ほかに。

富永場長

（拳手）

議長

はい、試験場で。

富永場長

冒頭、会長からの御挨拶の中でしらすの話がありましたので、その補足といえますか状況だけ説明させていただきます。

毎日水産試験場のほうで、主な漁協さんのほうにしらすの漁模様を聞き取らせて頂きまして、今年はずっと不漁の状況が続いていたんですが、6月17日ぐらいから獲れ始めまして、昨日20日時点では県全体で30トンほど水揚げされております。地区ごとにまだ差がございまして、久慈地区から鹿島地区に

かけては1隻あたり200キロから400キロぐらい獲れるようになったんですが、大津地区のほうではまだ50キロぐらいということで、まだ地区の差がございます、もう少し本格的になって欲しいなというふうに期待しているところです。水産試験場の現時点の予報では、7月に入りますとちょっとしらすに適した海の様子ではなくなってくるという予報なので、ちょっとそのことは心配されるんですが、今調査等、情報を収集していますので、7月の時に説明する機会を頂けましたら、また報告、説明をさせて頂ければと思います。値段のほうはキロあたり500円、600円ぐらいで推移していたようです。以上になります。

議長

はい、ありがとうございます。

今、水試のほうからしらすの話がございました。併せて御意見、御質問等あればお願いします。

(委員)

(特になし)

議長

よろしいですか。

(委員)

(「はい」の声)

議長

それでは、先ほどのいせえびのことについては、茨城としてもこれからの漁獲対象とするということで、いろいろ研究をして頂ければと、更に進めていけば漁業調整上の問題もあるのではとの御指摘もございましたけど、いろいろ気をつけて事を進めて頂ければと、かように存じます。

どうもありがとうございました。

それでは、「その他」になります。事務局から何かございますでしょうか。

根本事務局長

特にございません。

議長

はい、本日の議事は「その他」を含めてすべて終了いたしました。議事以外でも結構でございます、委員の皆様方から何か御意見等ございましたらお願いいたします。

(委員)

(特になし)

議長

よろしいですかね。それでは事務局から、次回の開催日程についてお願いいたします。

根本事務局長

はい。次回は、来月7月26日(火)午後3時から、場所はすいさん会館、ここ大会議室で開催いたします。

議題につきましては、「なまこ漁業許可の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準について」の諮問などを予定しております。

詳細につきましては、追って御連絡いたします。よろしくお願いたします。

議長

はい、どうもありがとうございました。
それでは、以上をもって、第510回委員会を終了いたします。御苦勞様で
ございました。

閉会 午後4時23分

上記の記録の正確なことを認め署名する。

令和4年6月21日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
